

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工事設計書

事業年度	令和 7年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款	項	目
工事場所	京都市山科区大塚檀ノ浦町他地内		
路線名又は河川名等			
工事名	公園ブロック塀・フェンス更新工事（東部土木みどり事務所管内）		
工期	契約日の翌日から120日間		
事業課(所)名	東部土木みどり事務所		
工事番号	単価 使用年月	令和 年 月	
変更回数	歩掛 適用年月	令和 年 月	
主工種	基準 適用年月	令和 年 月	
前払金支出	単価 地区		
	調整 区分		

京都市 建設局

チェック欄	

工事概要

公園数				箇所	4
目隠しフェンス	m	56.7	端部処理	箇所	8
ネットフェンス	m	43.3	構造物撤去工	式	1
公園施設等撤去・移設工	式	1	中低木植栽工	本	10

施工理由

本工事は公園にフェンスを設置するとともにブロック塀を目隠しフェンス等に更新し、安全対策を行うものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工事費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内訳	工事価格	前回	円	円	円
		今回		円	
支給品費	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回		円	
支給品費		前回	円	円	円
		今回		円	

京都市 建設局

京都市

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年11月	
歩掛適用年月	2025年11月	
基準適用年月	2025年11月	
単価地区	2601: I 地区	
調整区分	本附帯工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	09:公園工事	
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金錢的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
管理施設整備工	柵工	目隠しフェンス(1) 【第1工区】	H=2600		m	11,590	材工共	
管理施設整備工	柵工	目隠しフェンス(2) 【第1工区】	H=2200		m	9,768	材工共	
管理施設整備工	柵工	目隠しフェンス(3) 【第2工区】	H=1800		m	6,118	材工共	
管理施設整備工	柵工	端部処理(1) 【第1工区】	T型、H=1600		箇所	46,920	材工共	
管理施設整備工	柵工	端部処理(2) 【第1工区】	T型、H=1000		箇所	33,120	材工共	
管理施設整備工	柵工	端部処理(3) 【第1工区】	柱あり、H=1000		箇所	78,420	材工共	
管理施設整備工	柵工	端部処理(4) 【第2工区】	柱あり、H=1800		箇所	51,720	材工共	
施設仕上げ工 【第1工区】	左官仕上げ工	モルタル補修	天端幅W=100、t=30		m	6,471	材工共	
構造物撤去工	作業土工	残土等処分			m3	3,350	処分費	

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
構造物撤去工	構造物取壊し工	防球ネット撤去 【第1工区】	H=1000		m	2,189	施工費	
構造物撤去工	構造物取壊し工	メッシュフェンス撤去(1) 【第1工区】	H=1200		m	2,189	施工費	
構造物撤去工	構造物取壊し工	メッシュフェンス撤去(2) 【第2工区】	H=900		m	1,915	施工費	
構造物撤去工	構造物取壊し工	ネットフェンス撤去(1) 【第1工区】	H=1200		m	2,189	施工費	
構造物撤去工	構造物取壊し工	ネットフェンス撤去(2) 【第1工区】	H=930		m	1,915	施工費	
公園施設等撤去・移設工	移設工	倉庫撤去・復旧(1) 【第1工区】	2910*1920*2560		回	84,790	施工費	
公園施設等撤去・移設工	移設工	倉庫撤去・復旧(2) 【第1工区】	2920*1150*2120		回	84,790	施工費	
公園施設等撤去・移設工	移設工	倉庫撤去・復旧(3) 【第2工区】	1800*1500*2050		回	76,310	施工費	
公園施設等撤去・移設工	移設工	倉庫撤去・復旧(4) 【第2工区】	1800*1300*2080		回	76,310	施工費	

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
管理施設整備工	柵工	ネットフェンス(1)	H=5.0m		m	67,830	材工共	
管理施設整備工	柵工	ネットフェンス(2)	H=6.0m		m	107,000	材工共	
構造物撤去工	構造物取壊し工	ネットフェンス撤去(3)	H=4.0m		m	9,780	施工費	
管理施設整備工	柵工	ネットフェンス(3)	H=4.0m		m	53,980	材工共	
公園施設等撤去・移設工	移設工	倉庫撤去・復旧(5)	1350*510*1950		回	65,420	施工費	
公園施設等撤去・移設工	移設工	倉庫撤去・復旧(6)	1020*700*1900		回	65,420	施工費	

設計内訳書（第1、2工区）

工事名	公園ブロック塀・フェンス更新工事（東部土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
施設整備		式	1				
雨水排水設備工 【第2工区】		式	1				
側溝工		式	1				
側溝蓋	蓋種類:蓋版(各種)	枚	17				(概)
U型側溝	据付け, L=600mm	m	10				(概)
管理施設整備工		式	1				
擁壁工 【第1工区】		式	1				
重力式擁壁	H=1000	m	21				
柵工		式	1				
目隠しフェンス(1) 【第1工区】	H=2600	m	26				
目隠しフェンス(2) 【第1工区】	H=2200	m	21				
目隠しフェンス(3) 【第2工区】	H=1800	m	10				
端部処理(1) 【第1工区】	T型, H=1600	箇所	3				

設計内訳書（第1、2工区）

工事名	公園ブロック塀・フェンス更新工事（東部土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
端部処理(2) 【第1工区】	T型, H=1000	箇所	3				
端部処理(3) 【第1工区】	柱あり, H=1000	箇所	1				
端部処理(4) 【第2工区】	柱あり, H=1800	箇所	1				
目隠しフェンス基礎(1) 【第1工区】	500*500*800	基	3				(概) 図面数量参照
目隠しフェンス基礎(2) 【第1工区】	600*600*850	基	3				(概) 図面数量参照
目隠しフェンス基礎(3) 【第1工区】	1200*600*850	基	1				(概) 図面数量参照
目隠しフェンス基礎(4) 【第1工区】	650*650*900	基	7				(概) 図面数量参照
連続基礎 【第2工区】		m	10				(概) 図面数量参照
嵩上げコンクリート 【第2工区】		m	11				(概) 図面数量参照
施設仕上げ工 【第1工区】		式	1				
土間コンクリート工		式	1				
土間コンクリート(1)	W=500, t=50	m	5				図面数量参照
土間コンクリート(2)	W=600, t=50	m	4				図面数量参照

設計内訳書（第1、2工区）

工事名	公園ブロック塀・フェンス更新工事（東部土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土間コンクリート(3)	W=650, t=50	m	8				図面数量参照
左官仕上げ工		式	1				
モルタル補修	天端幅W=100, t=30	m	48				
構造物撤去工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り (参考数量)	土質:土砂	m3	40				小規模
埋戻し (参考数量)	土質区分:土砂, 土質:土砂	m3	20				小規模
土砂等運搬	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	10				パック材山積0.28m3 (平積0.2m3)
残土等処分		m3	10				
構造物取壊し工		式	1				
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	0.4				低騒音・低振動対策必要
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:鉄筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	7				低騒音・低振動対策必要
防球ネット撤去 【第1工区】	H=1000	m	13				

設計内訳書（第1、2工区）

工事名	公園ブロック塀・フェンス更新工事（東部土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
メッシュフェンス撤去(1) 【第1工区】	H=1200	m	7				
メッシュフェンス撤去(2) 【第2工区】	H=900	m	10				
ネットフェンス撤去(1) 【第1工区】	H=1200	m	11				
ネットフェンス撤去(2) 【第1工区】	H=930	m	3				
運搬処理工		式	1				
殻運搬	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	0.4				(概)
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	0.4				
殻運搬	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	7				(概)
殻処分	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	7				
現場発生品運搬	発生材種類:スクラップ ヘビ-H3	t	0.3				(概) クレーン装置付2t積、 吊能力2.9t
スクラップ	ヘビ-H3	t	-0.3				
公園施設等撤去・移設工		式	1				
移設工		式	1				

設計内訳書（第1、2工区）

工事名	公園ブロック塀・フェンス更新工事（東部土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
倉庫撤去・復旧(1) 【第1工区】	2910*1920*2560	回	1				
倉庫撤去・復旧(2) 【第1工区】	2920*1150*2120	回	1				
倉庫撤去・復旧(3) 【第2工区】	1800*1500*2050	回	1				
倉庫撤去・復旧(4) 【第2工区】	1800*1300*2080	回	1				
樹木伐採・抜根工		式	1				
支障木伐採(A)	C=25cm未満	本	4				(概)
支障木伐採(B)	C=25cm以上50cm未満	本	6				(概)
根株撤去(A)	C=40cm未満	本	9				(概)
根株撤去(B)	C=40cm以上75cm未満	本	1				(概)
根株撤去(C)	C=75cm以上112cm未満	本	1				(概)
低木伐採・伐根(E)	H=200cm以上	m2	2				(概)
運搬処理工		式	1				
発生材運搬	発生材種別：枝葉	t	1				(概)

設計内訳書（第1、2工区）

工事名	公園ブロック塀・フェンス更新工事（東部土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
枝葉処分		t	1				
発生材運搬	発生材種別：幹	t	1				(概)
幹処分		t	1				
発生材運搬	発生材種別：根株	t	0.8				(概)
根株処分		t	0.8				
植栽		式	1				
植栽工		式	1				
中低木植栽工		式	1				
中低木植栽(1) 【第1工区】	樹木の種類：ヤツツバキ, 樹高(H)：2m, 枝張(W)：0.6m, 支柱の種類：二脚鳥居支柱(添木無)	本	7				(概)
中低木植栽(2) 【第2工区】	樹木の種類：ヒイラギモクセイ, 樹高(H)：1.8m, 枝張(W)：0.6m, 支柱の種類：添え柱形(1本形)	本	3				(概)
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	23				

設計内訳書（第1、2工区）

工事名	公園ブロック塀・フェンス更新工事（東部土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 植栽	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の42.2%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				

設計内訳書（第1、2工区）

設計内訳書（第3工区）

工事名	公園ブロック塀・フェンス更新工事（東部土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
施設整備 【第3工区】		式	1				
管理施設整備工		式	1				
柵工		式	1				
ネットフェンス(1)	H=5.0m	m	18				
ネットフェンス(2)	H=6.0m	m	3				
ネットフェンス基礎(1)	H=5.0m	基	10				(概)
ネットフェンス基礎(2)	H=6.0m	基	3				(概)
構造物撤去工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り (参考数量)	土質:土砂	m ³	50				小規模
埋戻し (参考数量)	土質区分:土砂, 土質:土砂	m ³	40				小規模
土砂等運搬	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m ³	4				パック材山積0.28m ³ (平積0.2m ³)
残土等処分		m ³	4				

設計内訳書（第3工区）

工事名	公園ブロック塀・フェンス更新工事（東部土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
構造物取壊し工		式	1				
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	0.9				低騒音・低振動対策必要
ネットフェンス撤去(3)	H=4.0m	m	3				
運搬処理工		式	1				
殻運搬	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	0.9				(概)
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	0.9				
現場発生品運搬	発生材種類:スクレップ ハビ-H3	t	0.1				(概) クレーン装置付2t積、 吊能力2.9t
スクレップ	ハビ-H3	t	-0.1				
公園施設等撤去・移設工		式	1				
樹木伐採・抜根工		式	1				
低木伐採・伐根(C)	H=100cm以上150cm未満	m2	13				(概)
低木伐採・伐根(D)	H=150cm以上200cm未満	m2	14				(概)
運搬処理工		式	1				

設計内訳書（第3工区）

工事名	公園ブロック塀・フェンス更新工事（東部土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
発生材運搬	発生材種別：枝葉	t	0.5				(概)
枝葉処分		t	0.5				
発生材運搬	発生材種別：根株	t	0.4				(概)
根株処分		t	0.4				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	7				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の42.3%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				

設計内訳書（第3工区）

工事名	公園ブロック塀・フェンス更新工事（東部土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（第4工区）

工事名	公園ブロック塀・フェンス更新工事（東部土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
施設整備 【第4工区】		式	1				
管理施設整備工		式	1				
柵工		式	1				
ネットフェンス(3)	H=4.0m	m	23				
ネットフェンス基礎(3)	H=4.0m	基	13				(概)
構造物撤去工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り (参考数量)	土質:土砂	m3	30				小規模
埋戻し (参考数量)	土質区分:土砂, 土質:土砂	m3	30				小規模
土砂等運搬	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	1				パック約山積0.28m ³ (平積0.2m ³)
残土等処分		m3	1				
公園施設等撤去・移設工		式	1				
移設工		式	1				

設計内訳書（第4工区）

工事名	公園ブロック塀・フェンス更新工事（東部土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
倉庫撤去・復旧(5)	1350*510*1950	回	1				
倉庫撤去・復旧(6)	1020*700*1900	回	1				
樹木伐採・抜根工		式	1				
低木伐採・伐根(E)	H=200cm以上	m2	30				(概)
運搬処理工		式	1				
発生材運搬	発生材種別：枝葉	t	0.8				(概)
枝葉処分		t	0.8				
発生材運搬	発生材種別：根株	t	0.7				(概)
根株処分		t	0.7				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	4				
概略発注工		式	1				

設計内訳書（第4工区）

工事名	公園ブロック塀・フェンス更新工事（東部土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の34.5%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 公園ブロック塀・フェンス更新工事（東部土木みどり事務所管内）
工事場所 京都市山科区大塚檀ノ浦町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月）及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考查項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、隨時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考查項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 受注者は、着工前に、工事ビラ「〇〇工事のお知らせ」を監督職員の指示する範囲に配布すること。
- 2 工事期間中は、工事範囲内への立入防止措置を行うことにより、公園利用者の安全を確保すること。
- 3 ブロック塀を取壊す際は、隣接する民地内の工作物等を損傷させないよう、十分に注意すること。必要に応じて、隣接地権者と協議のうえ、養生等の対策を行うこと。
- 4 ブロック塀は民地と隣接しているため、作業中の騒音、振動等を極力抑えるように努めること。
- 5 隣接者または周辺の住民等から苦情や要望を受けた場合は、速やかに監督職員に報告し、その指示に従うこと。
- 6 第1工区の北東端に、水準点が埋設されている。工事中はその水準点を損傷させないよう十分注意すること。なお、工事に支障する場合は監督職員と協議すること。
- 7 土日祝日については、原則作業を行わないこと。ただし、やむを得ず作業を行う必要が生じた場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得ること。

第2条（交通誘導警備員）

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、監督職員及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
施工箇所	1 名	交通誘導警備員 B 1 名	昼 間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I類、JIS II類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細 别	材料・資材・製品
柵工	目隠しフェンス(1)	目隠しフェンス、支柱
	目隠しフェンス(2)	
	目隠しフェンス(3)	
	端部処理(1)	
	端部処理(2)	メッシュフェンス、丸柱
	端部処理(3)	
中低木植栽工	中低木植栽(1)	ヤブツバキ
	中低木植栽(2)	ヒイラギモクセイ
柵工	ネットフェンス(1)	ネットフェンス
	ネットフェンス(2)	
	ネットフェンス(3)	

第2条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3－1－1－4）の「表3－1－1段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録簿等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（3－1－1－4）の「表3－1－1段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種・種別等	細別	確認項目
中低木植栽工	中低木植栽(1)	土壌改良の配合及び攪拌状況
	中低木植栽(2)	

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
コンクリート塊 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町井手久保 48-1	設計運搬距離 L = 24.5km
コンクリート塊 (有筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字粽谷 37 番ほか 5筆	設計運搬距離 L = 24.6km
建設発生木材 (枝葉)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L = 11.4km
建設発生木材 (幹)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L = 11.4km
建設発生木材 (根株)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路八反田 29 京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L = 11.4km

2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に隨時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時までに監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合

は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備考
建設発生土	(指定地処分) 豊坂建材株式会社 京都市西京区樅原芋峠 60-3	設計運搬距離 $L = 14.3\text{km}$

本工事では土壤調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壤調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壤調査が必要となった場合

なお、土壤調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壤調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壤分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壤の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物G I Sに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物G I Sに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

4 伐採樹木の根株等の控除

本工事では、根株撤去を行う。

変更設計時に、根株等の重量を体積に換算し、残土処分量から控除するため、処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

5 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備考
スクラップ (ペビ - H3)	京都市南区上鳥羽鉢立町4	設計運搬距離 L = 8.0km

第2条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((最終改定令和7年6月1日)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事	□手作業	□手作業
	□有 ■無	□手作業・機械作業の併用	□手作業・機械作業の併用
	土工事	□手作業	■手作業
	■有 □無	■手作業・機械作業の併用	■手作業・機械作業の併用
	基礎工(杭基礎等)	□手作業	□手作業
	□有 ■無	□手作業・機械作業の併用	□手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事	□手作業	□手作業
	■有 □無	■手作業・機械作業の併用	■手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事	□手作業	□手作業
	■有 □無	■手作業・機械作業の併用	■手作業・機械作業の併用
⑥その他()	その他の工事	□手作業	□手作業
	□有 ■無	□手作業・機械作業の併用	□手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の 35 日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の 14 日前までに提出すること。

第2条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督職員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第3条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されること

から、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考查項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第4条（植栽工事における植替え）

1 植栽樹木等が工事完了引渡後1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね2／3以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高の概ね1／3以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含む。）となった場合には、受注者は当初植栽した樹木と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は、甲乙立会のうえ行うものとする。ただし、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動等の天災により流出・折損・倒木した場合はこの限りでない。

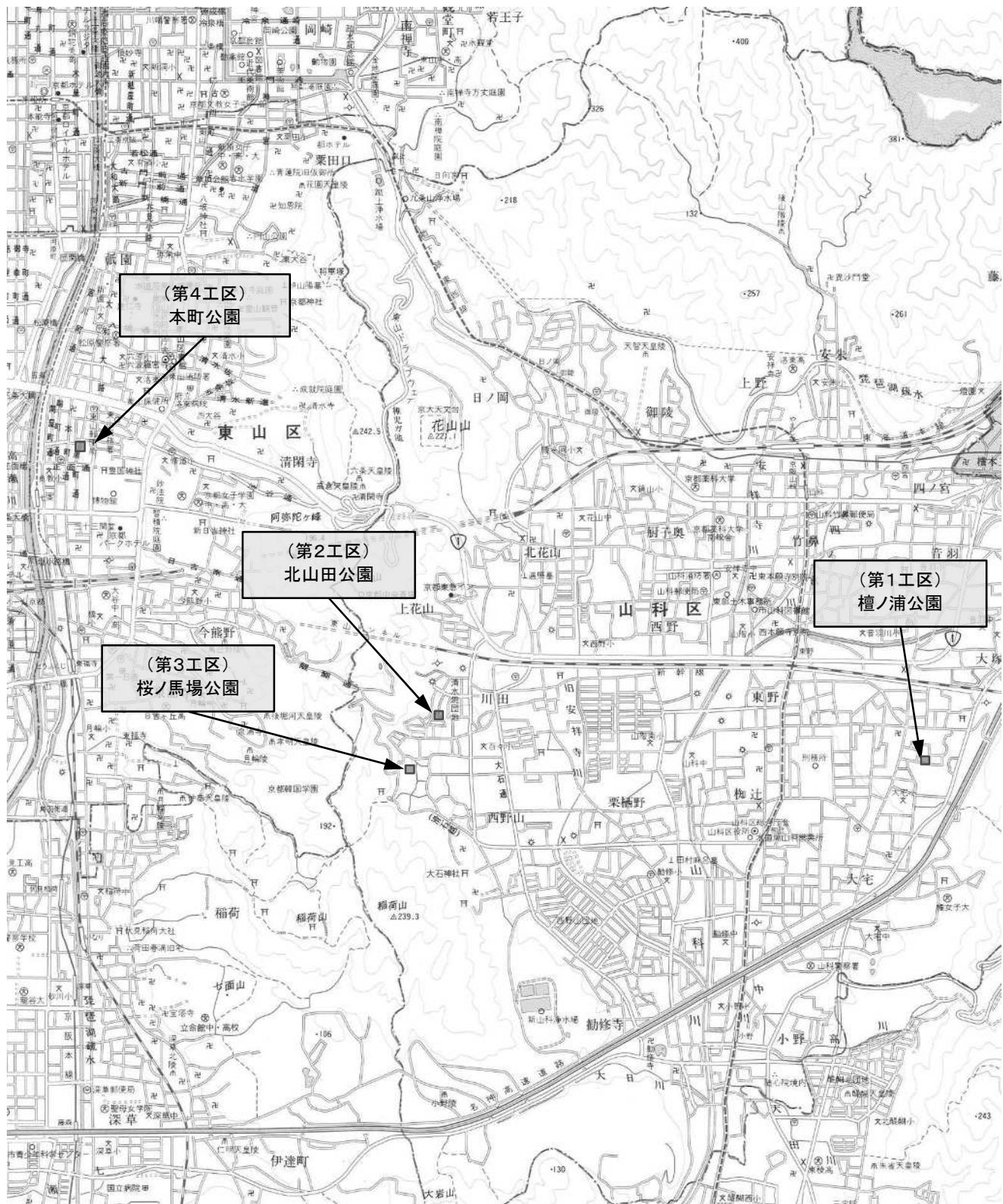
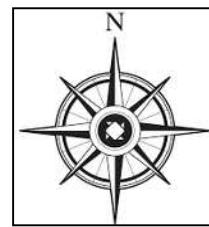
植替え時期については、甲乙協議するものとする。

なお、本項は樹木等を支給するもの又は樹木等の発生品を使用する場合は適用しないものとする。

- 2 干害・風水害等に起因するものであっても立ち枯れの状態のものについては、前項を適用する。
- 3 植替えを行った樹木等が、工事完了引渡日から1年以内に再枯損した場合は、再度植え替えるものとする。
- 4 本工事における樹木等とは、次のものをいう。
ヤブツバキ、ヒイラギモクセイ
- 5 以下の細別を植栽割増の対象とする。

工種	種別	細別	備考
植栽工	中低木植栽工	中低木植栽(1)	ヤブツバキ、土壌改良材
		中低木植栽(2)	ヒイラギモクセイ、土壌改良材

工事箇所図



施工箇所